

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
2	清瀬市消費生活センター運営委員会	産業振興課

設置条例等	清瀬市消費生活センター運営委員会設置要綱	根拠法令等	消費者基本法(第18条) 消費者安全法(第4条)
委員会の設置目的	清瀬市消費生活センターの運営に利用者の意見を反映させるため		
開催頻度	年3回	平成26年度 開催回数	3回
委員数	12人	委員の職業等	センター登録団体関係者、公募による市民、学識経験者、市職員、その他市長が必要と認めた者
		報酬	1回 5,000～8,000円
		平成26年度 事業費	166千円

第一次評価(個別評価)					
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか			2	点
	・委員会の設置が必要である	3	点		
	・委員会の設置が望ましい	2	点		
	・委員会の設置は必要でない	1	点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか			2	点
	・期待以上の効果を得られている	3	点		
	・期待通りの効果を得られている	2	点		
	・期待通りの効果を得られていない	1	点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか			2	点
	・費用対効果は非常に高い	3	点		
	・費用対効果は高い	2	点		
	・費用対効果は低い	1	点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか			2	点
	・代替不可能である	3	点		
	・一部代替可能である	2	点		
	・代替可能である	1	点		

第一次評価(所管課評価)	
清瀬市では消費者の意見を施策に反映するため、消費生活センター運営委員会を設置している。消費者教育の推進、センター運営並びに消費者行政全般の課題について、市民や消費者活動に従事されている方並びに消費者団体などから貴重な意見や助言をいただく場になっている。 ただし、消費者団体が高齢化しており、同じグループの方が何度も参加しているため、意見が偏ってしまう点が課題になっている。今後は運営委員会設置要綱を見直し、構成人数や割合について検討し、市民や消費者からの意見を更に効果的に集約する必要がある。	

第二次評価	
見直し	当委員会は、消費生活センターの運営等について、市民の意見を集約する貴重な場となっている。今後は、一般消費者としての市民からより広く意見を聴取する必要があるため、委員構成や運営方法を見直し、効果的なセンター運営を図ることとする。